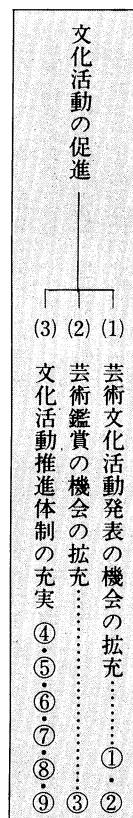


IV 文 化

第1節 文化活動

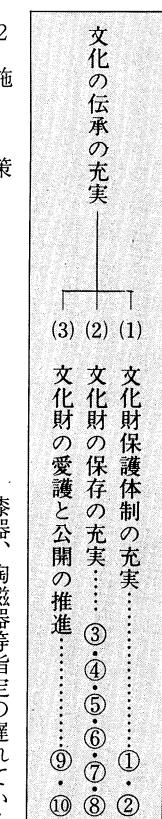
第1項 施策の概要



- (1) 芸術文化活動発表の機会の拡充
- (2) 芸術鑑賞の機会の拡充
- (3) 文化活動推進体制の充実
 - ① 県総合美術展覧会、県文学賞を充実して、応募を奨励する。
 - ② 文化団体を主体とした県芸術祭の充実に努めるとともに、国民文化祭への参加を促進する。
 - ③ 市町村における芸術文化活動発表機会の充実を促進する。
 - ④ 青少年文化活動発表機会の拡充
 - ⑤ 県高等学校文化連盟育成・援助
 - ⑥ 市町村における芸術鑑賞機会の拡充
 - ⑦ 文化情報提供の充実
 - ⑧ 文化行政組織の充実
 - ⑨ 國際文化交流の充実
- (4) 文化行政推進体制を確立するため、県における文化行政組織の充実に努めるとともに、市町村における文化行政組織の整備を促進する。
- (5) 文化振興基金の充実と活用

第2節 文化的伝承

第1項 施策の概要



- (1) 文化財保護体制の充実
 - ① 県の文化財保護体制の充実
 - ② 文化財保護体制の確立のため、文化財保護行政組織の充実に努める。特に、埋蔵文化財保護体制の強化に努める。
 - ③ 文化財保護管理の万全を期するため、文化財パトロールの充実に努める。
 - ④ 文化財の保存の充実
 - ① 分野について指定を推進する。
 - ② 地域の歴史や風土に根ざした特色あるものを系統的に収集し、指定を推進する。
 - ⑤ 文化財の愛護と公開の推進
 - ① 漆器、陶磁器等指定の遅れている各分野について指定を推進する。
 - ② 有形民俗文化財については、各分野について指定を推進する。
- (2) 文化財の保存の充実
 - ① 分野について指定を推進する。
 - ② 地域の歴史や風土に根ざした特色あるものを系統的に収集し、指定を推進する。
- (3) 文化財の愛護と公開の推進
 - ① 漆器、陶磁器等指定の遅れている各分野について指定を推進する。
 - ② 有形民俗文化財については、各分野について指定を推進する。
- (4) 文化財の指定の推進
 - ① 指定文化財の保存、埋蔵文化財保存調査に対する文化財保存助成の充実に努める。
- (5) 文化財の所有者又は管理団体に対する日常的管理の強化を図るよう指導に当たる。
- (6) 文化財の指定の推進
 - ① 指定文化財の保存、埋蔵文化財保存調査に対する文化財保存助成の充実に努める。